

案件概要書

2026年2月24日

1 基本情報

- (1) 国名：コロンビア共和国（以下、「コロンビア」という。）
- (2) 事業地域名：8県（カウカ県、チョコ県、ナリーニョ県、ノルテ・デ・サントアンデール県、プトゥマヨ県、ヴァジェ・デ・カウカ県、メタ県及びグアヴィアール県（別添1地図）
- (3) 案件名 紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画（UN 連携／UNMAS 実施）（The Project for Promoting Mine Action in Conflict Affected Areas）
- (4) 計画概要：

紛争の影響を受けた地域において、大統領府平和高等弁務官事務所（OCCP）の地雷・不発弾対策に係る機材整備、人材育成及びコミュニティの啓発等を行うことにより、地雷原の解放の促進及び被害の低減を図り、もってコロンビアにおける和平プロセスの履行期における均衡のとれた社会経済開発に寄与する。

2 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

コロンビアは我が国と自由、民主主義、人権、法の支配等の価値や原則を共有し、100年以上の外交関係を有する重要なパートナーである。両国は、2025年9月の日コロンビア首脳会談において、経済関係や人的交流を更に発展させていくことで一致し、石破総理（当時）は同首脳会談において、コロンビアにおける和平の定着や対人地雷分野の協力を推進していくことを表明した。

我が国は2025年にオタワ条約第22回締約国会議の議長国を務めており、本計画を通じて我が国の技術や経験を活用した地雷対策を共有し、我が国がこれまで取り組んできた国際的な地雷支援に関する実績を国際場裡において広めていくことは、地雷対策に係る我が国のプレゼンスを高め、国際社会における信頼を得ていく観点から、極めて有意義である。

本計画は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国の協力方針に合致するとともに、同国において地雷・不発弾対策を管轄する政府組織への機材整備・能力強化を行うことにより、同国の効果的な地雷・不発弾対策の実現に寄与するものであり、SDGsゴール16（平和と公正）に貢献する。加えて、地雷・不発弾除去が進むことにより、難民・国内避難民の帰還促進（SDGsゴール16）や農業開発（SDGsゴール2／飢餓をゼロに）、社会サービスの拡充（SDGsゴール3／すべての人に健康と福祉を、4／質の高い教育をみんなに、6／安全な水とトイレを世界中に）にも貢献する。
- (2) コロンビアにおける地雷対策の課題及び本計画の位置付け

同国の地雷・不発弾による被害は、内戦以降2025年9月までに12,623名（2,367名死亡、10,256名負傷）にのぼり、2025年のみでも102名が被害にあう等深刻な状況にある。更に、国内1,122市のうち地雷対策を実施中の市が135市、対策が必要と

されつつ未着手である市が依然として 134 市存在している。これら市の中には、オタワ条約規定に違反する非国家武装集団による即席爆発装置（IED）の使用による汚染もあるため、安全面での条件整備が喫緊の課題である。このような状況下、コロンビアにおける地雷対策活動を拡大・維持していくための、安定した資金調達、ステークホルダーとの強力なパートナーシップ構築、環境整備に加え、地雷除去活動を含む地雷対策の効率性・有効性を向上させるための人材育成に継続的に取り組む必要がある。

本計画の対象地域は同国における主たる地雷・不発弾汚染地域であるが、これら地域の一部は外務省危険度レベル 3（渡航中止勧告）とされていることから、邦人の立入りが制限されている。一方、同国全域での平和や均衡の取れた開発に向けては、全国において地雷対策活動が行き届くよう支援を行うことが重要である。UNMAS との連携により、大統領府平和高等弁務官事務所（OCCP）の地方部での活動の支援が可能となり、治安上のリスクがある地域での課題解決に貢献できる。

UNMAS は地雷対策支援を実施する専門的な国際機関であり、同国にて、2010 年より地雷・不発弾対策活動を実施している。OCCP へもデータ提供や技術支援などを実施し密に連携しながら活動を行っており、本計画に適切な知見及び技術を有しているとともに、地雷除去活動を行う現地作業員との連携実績も豊富である。また、同国 12 県にて技術協力や地雷リスクの教育、地雷汚染地域の情報収集等の様々な活動を行っており、本計画の実施に適切な機関である。

同時に、JICA は OCCP を協力相手として、コロンビアの地雷対策の効率化を目標とした第三国研修「対人地雷総合アクション大統領プログラム強化」（2010 年 2 月～2011 年 8 月）、第三国研修「地雷対策」（2017 年 11 月～2023 年 3 月）、を実施し、その成果を踏まえて、カンボジア地雷対策センター（CMAC）と連携した技術協力「対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト」（2023 年 7 月～2026 年 9 月）を実施中であり、コロンビアの地雷対策の効率化を推進している。これらの実施を通じて構築された OCCP、CMAC、UNMAS とのネットワークを本計画の実施にも活用することで相乗効果が期待される。

3 計画概要

（1）計画内容

ア 施設・機材：

地雷・不発弾対策にかかる資機材（ALIS 地雷探知機 25 台等）、PC10 台、地雷等レプリカ 10 台、ディファレンシャル GPS 10 台等

イ コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネント：設計、施工・調達監理

（2）期待される開発効果

- ・年間平均地雷・不発弾の除去・解放面積（km²）が増加する（基準値：1.89→目標値：2.3）。
- ・年間被害者数（人）が減少する（基準値：109→目標値：50）。

（3）他ドナーの動向・ドナー連携の可能性

米国の支援停止の影響により、米州機構（OAS）や国際 NGO が活動停止に追い込まれるとともに、UNMAS 等の活動も制限され、地雷対策セクターの実施・支援体制

は大きく影響を受けている。OAS がモニタリング等主要な役割を果たしていたが、米政府の資金停止の影響により、活動が大幅に縮小されている。デーニッシュ難民協議会（DRC）やマインズ・アドバイザー・グループ（MAG）といった国際 NGO も独自の地雷除去部隊を組織し、地雷除去作業及び地雷回避教育を実施している。地雷回避教育では、UNICEF もローカル NGO を支援する活動を展開している。また、ノルウェジャン・ピープルズ・エイド（NPA）及びスイス地雷対策財団は、環境保全に配慮した地雷対策能力強化支援を実施している。これら国際 NGO も OAS 同様米政府の資金停止の影響を大きく受けている。

UNMAS は、地雷対策における主導機関として、NGO、国際機関、ドナー各国との定期的な調整会合の企画・実施において OCCP を支援しており、各国・機関による活動に重複を回避するための重要な役割を担っている。

（４）被援助国側実施機関：大統領府平和高等弁務官事務所（OCCP）

（５）実施体制、運営・維持管理体制

被援助国における和平プロセス履行を主管する OCCP が、地雷対策を指揮する。OCCP は、平成 28 年度対コロンビア無償資金協力「経済社会開発計画」において地雷対策の計画・管理及び機材の維持管理の実績を有しており、これまで予算・人事措置ないし技術面の不備は生じていない。

（６）その他特記事項

①ジェンダー分類：対象外

②開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則との関係：

・コロンビア大統領府は大統領の職務遂行を支援するため政府各機関の総合調整機関として 1990 年代に設置された組織であり、コロンビアにおける地雷対策は同府の部門である OCCP の指揮下で行われている。OCCP は文民組織であり、組織内に軍事部門はなく、緊急時においても、軍又は国防省の命令下に入ることも軍事活動に従事することもない。

・地雷対策のうち、地雷除去活動は、その高い専門性と危険性を伴う性質から、国防省・治安部隊が担っており、この所掌分担に鑑み、地雷除去にはコロンビア国軍の専門部隊が関与することとなる。ただし、その関与は、人道的地雷除去という特定の任務に特化し、そのための専門的な訓練と装備を有する部隊に厳しく限定されている。具体的には、地雷除去を専門とする陸軍人道的地雷除去工兵旅団（Humanitarian Demining Engineers Brigade）及び海兵隊水陸両用工兵・地雷除去大隊（Demining and Amphibious Engineers Battalion）に限定される。これらの国軍部隊による地雷除去活動は、地雷対策全体を統括する文民組織である OCCP の厳格な指揮・管理下に置かれ、あくまで和平後の文民組織による治安・人道目的の活動を、安全性及び専門性の観点から国軍の特定部隊が補助するものである。また、コロンビアの国内法（地雷問題・対人地雷禁止条約に関する法律：2002 年法律第 759 号）において、除去後の地雷の破壊を含む地雷除去活動は国際社会の立会いの下での実施が推奨されており、これは軍事組織が関与する場合における活動の透明性確保と人道目的からの逸脱防止を意図している。本案件においては、UNMAS が、活動計画の承認から現場での実施、

除去された地雷の破壊に至るまで、全過程にわたり厳格な監視を行っている。この UNMAS による包括的な監視体制が、軍の関与を伴う地雷除去活動の非軍事利用を徹底的に担保し、国際的な基準に適合していることを保証している。

- ・国軍が地雷・不発弾汚染地域で使用する機材は、地雷探知機、PC 等であり、これらの機材は、地雷の探知・除去、地雷汚染地域の情報管理及び地雷回避教育といった人道的な地雷対策活動のためにのみ使用される。前述のとおり、これらの活動は地雷対策全体を統括する文民組織である OCCP の指揮・管理下にあり、UNMAS による厳格な監視の対象となっているため、機材が軍事目的に転用されることは想定されない。また、本計画では、地雷対策の研修や啓蒙活動を促進する内容を充実させており、地雷除去能力を向上すると同時に、地雷回避教育を通じて被害の低減を図るものである。
- ・以上を踏まえれば、本計画は明確に民生・開発面の効果を有しており、協力内容からして軍事行動等に利用されることは想定されず、開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に抵触せず、実施の合理性は十分に認められる。
- ・その上で、本計画の実施にあたっては、UNMAS との間で締結する E/N において非軍事利用を明記するとともに、コロンビア政府から非軍事利用を明記した口上書を事前に取り付ける予定である。加えて、本計画による機材調達後は、現地日本国大使館を通じて継続的にモニタリングを実施し、その結果を適正会議に報告する予定である。以上により、軍事的用途及び国際紛争助長への利用の回避を確保していく考えである。

③本邦技術活用の可能性：

供与品の ALIS は東北大学で開発され、従来の地雷探知機の技術に加え、日本製の先端地雷探査レーダーシステムを搭載。金属探知機が検知した埋設物を、レーダーが画像化し、付属端末のモニターでその形状を目視で確認することができるため、迅速かつ効率的に地雷か否かを判別することが可能。

④「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用」との関係：

コロンビアの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。地雷・不発弾対策については、主に米国が支援を牽引（2023 年の支援総額 30.8 百万米ドルのうち、23.1 百万米ドル（総額の 75%）が米国支援）していたが、2025 年に米国が当該支援の大部分を停止したことから、地雷・不発弾対策活動の実施に影響を及ぼしており、緊急的な対応が必要となっている。また、その間にも武装勢力が新たな地雷を埋設する可能性もあることから、地雷汚染の再拡大を防ぐ為にも迅速的な対応が必要（「緊急性・迅速性」）とされていることから、無償資金協力による対応が妥当であると判断される。

4 本計画に適用する類似案件の教訓

カンボジア王国向け「第六次地雷除去活動機材整備計画」（事業評価：2010 年度）の事後評価等では、供与機材の大部分が更新機材であり、さらに地雷探知機等の特殊機材の整備では、事前に被援助国が自費で機材を購入し、性能や耐久性を確認したう

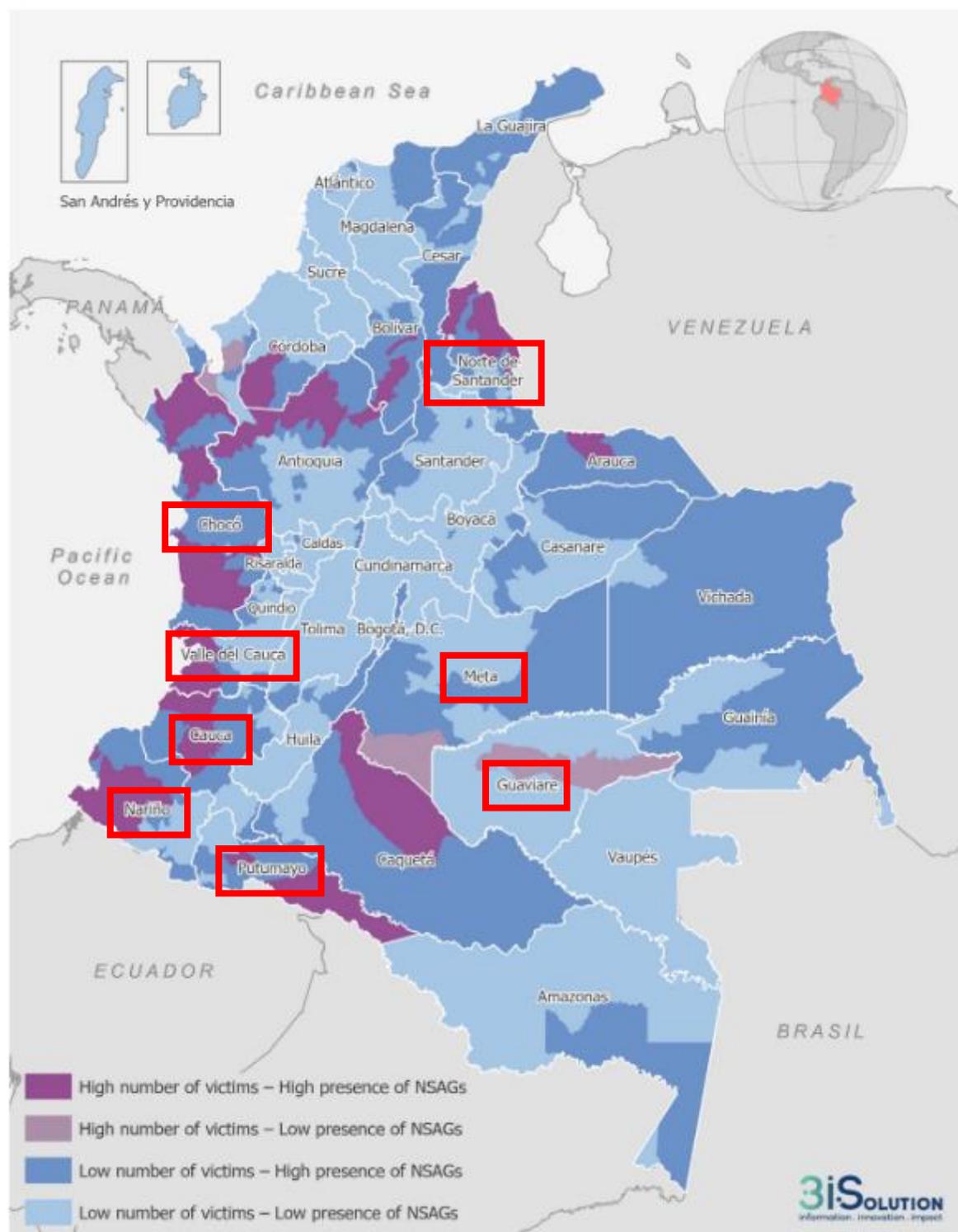
えで日本側に機材を要請する手順を取っていた結果、事後に機材がおおむね良好に運用・維持管理されていることが確認された。本計画においても、被援助国の保有機材の状況や運用・維持管理能力の水準を十分に把握したうえで機材選定を行うために、UNMAS を通じて関係省庁の保守管理体制の状況把握と課題確認を行うとともに、計画実施段階においても関係先と密に協議し、保守管理体制の確立に向けて UNMAS と OCCP を含むコロンビアの地雷対策組織の役割分担を確認する。また、機材の故障に際し、現地及び近隣国における代理店や取扱業者による保守管理の有無やその費用についても確認し、計画に反映する。

以 上

[別添資料] 地図「紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画（UN 連携／UNMAS 実施）」

地図 コロンビア「紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画（UN 連携／UNMAS 実施）」

赤枠部分が
プロジェクト対象地



出典：Foro ONG Humanitarias ([Panorama-Minas_ENG.pdf](#))